

定例会議 資料	令和8年高知県警察「広報重点・推進項目」 及び「月別広報推進テーマ」について	令和8年4月8日 総務課
<p><b>1 広報の目的</b></p> <p>警察の施策や活動等を県民に正しく伝えるとともに、県民の意見や要望等を把握して警察運営に反映させることで、警察活動に対する積極的な支持と協力を確保。</p> <p><b>2 広報重点及び推進項目（別添資料1）・月別広報推進テーマ（別添資料2）</b></p> <p>「高知県警察運営指針及び重点目標」の重点目標・主要施策を広報するため、「高知県警察広報重点・推進項目」を設定。</p> <p>各部において、広報重点・推進項目に沿った「高知県警察月別広報推進テーマ」を策定し広報に資する。</p> <p><b>3 月別広報推進テーマ広報要領</b></p> <p>(1) 各月のテーマに沿った広報</p> <p>毎月「広報こうち」を部内に発行（ミニ広報紙の素材等）するとともに、定例記者会見における広報素材の提供を検討。</p> <p>RKC高知放送ラジオ「県からのお知らせ」コーナーにおいて、各課担当者がアナウンサーと対談方式で放送。</p> <p>企業が設置する「広告付き行政情報標示板（デジタルサイネージ）」を活用して、県警察のタイムリーな情報を幅広く県民に広報。</p> <p>(2) 高知県広報広聴課を通じた、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ フジグラン高知電子案内板</li> <li>○ 高知県広報誌「さんSUN高知」</li> <li>○ 県下コンビニ店舗</li> </ul> <p>を活用した広報。</p> <p>(3) 各署では、本テーマを参考に署情に応じた広報テーマを策定し、タイムリーかつ管内情勢を盛り込んだミニ広報紙等を発行するとともに、地元自治体の広報誌やケーブルテレビ等を活用して広報。</p> <p>また、広報テーマに応じた行事を開催し、報道機関を通じた広報を図る。</p>		

## 令和8年高知県警察広報重点・推進項目

広 報 重 点		推 進 項 目
1	総合的な犯罪抑止対策と子供・女性・高齢者等を守る取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特殊詐欺等に対する効果的な犯罪抑止対策の推進</li> <li>○ 人身安全関連事案への的確な対処</li> <li>○ 少年の非行・被害防止対策の推進</li> <li>○ サイバー空間の脅威への的確な対処</li> </ul>
2	悪質・重要犯罪の検挙と組織犯罪対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指名手配被疑者検挙に向けた県民の協力確保</li> <li>○ 社会から暴力団等を排除する活動の推進</li> <li>○ 薬物供給の遮断と薬物需要の根絶に向けた対策の推進</li> <li>○ 違法銃器の排除の徹底</li> </ul>
3	交通事故から県民を守る対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子供・高齢者等の交通事故防止対策の推進</li> <li>○ 交通事故分析に基づいた交通安全対策の推進</li> <li>○ 自転車安全利用の推進と悪質・危険運転者対策の強化</li> <li>○ 安全で快適な交通環境の整備</li> </ul>
4	大規模災害やテロ等重大事案から県民を守る取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ テロ等重大事案の未然防止に向けた県民の協力確保</li> <li>○ 地震・津波に対する防災対策の推進</li> <li>○ 台風・集中豪雨に対する防災意識の高揚</li> </ul>
5	県民の期待と信頼に応える警察活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県民に寄り添ったきめ細かな警察活動の推進</li> <li>○ 警察官採用募集活動の推進</li> </ul>

## 令和8年高知県警察月別広報推進テーマ

月	広 報 推 進 テ ー マ	主管課
1	(1) 110番通報の適切な利用促進を ～1月10日は110番の日～	通 指
2	(1) インターネットは安全に利用しましょう ～2月は「サイバーセキュリティ月間」です～	サ 対
3	(1) 高知県警察官A・B（チャレンジ型）採用試験受験者募集 (2) 進学・進級時における少年の非行・犯罪被害防止と有害環境の浄化 (3) 地震・津波災害に備える	警 務 人 少 備 二
4	(1) 高知県警察官A採用試験受験者募集 (2) 自転車・バイクには鍵を掛けましょう (3) 防ごう連休中の山の事故！事前の準備と登山の届出！ (4) 少年サポートセンターの活動～子どもたちを守り、支え、育てるために～ (5) 新入学（園）児の交通事故を防ごう	警 務 生 企 地 域 人 交 少 企
5	(1) 悪質商法の被害に遭わないために (2) 知って守ろう！自転車の交通ルール！ (3) 高速道路における行楽期の安全ドライブ	生 企 交 企 高 速
6	(1) ひとりで悩まず相談を (2) 防犯ボランティア活動に参加しませんか (3) 危険がいっぱい！水の事故・山の事故に気をつけよう！ (4) 薬物乱用のない社会を目指して (5) 台風・集中豪雨から命を守るために備えよう	県 民 生 地 地 域 組 対 備 二
7	(1) 高知県警察官B採用試験受験者募集 (2) 海・川・山！安全に楽しむ夏レジャー！ (3) さあ夏休み、子どもたちをトラブルから守ろう	警 務 地 域 人 少
8	(1) 夏真っ盛り！水の事故と山の事故に気をつけて！ (2) 暴力団の排除活動にご協力を (3) 生活道路における法定速度が引き下げられます（60km/h→30km/h）	地 域 組 対 交 規
9	(1) 不安を解消しよう 警察総合相談 (2) 高齢者の交通事故を防ごう (3) 地震・津波から命を守るために備えよう	県 民 交 企 備 二
10	(1) こんな時にはお電話を！ (2) 全国地域安全運動に参加しよう (3) 抵抗力を高めて特殊詐欺等の被害を防ごう (4) 目指そう！拳銃のない安全な社会	県 民 生 企 生 企 組 対
11	(1) 犯罪被害者週間をご存じですか？ ～犯罪被害者を支えるために～ (2) 狩猟期間中の猟銃等による事件・事故を防ごう (3) SNSなどの危険から子どもたちを守ろう (4) ストーカー・DV・児童虐待をみんなで防ごう (5) 「もしかして!？」と思えばすぐに110番～11月は指名手配被疑者捜査強化月間です～	県 民 生 企 人 少 人 人 少 刑 人 少 企
12	(1) 年末年始の犯罪にご用心 (2) 年末年始の交通事故を防ごう (3) 車もバイクも自転車も、飲酒運転をなくそう (4) 年末年始の運転免許事務についてのお知らせ (5) 高速道路における冬期の安全ドライブ (6) テロ等を防ぐために不審者や不審物に関する通報にご協力を	生 企 交 企 交 指 免 許 高 速 一 備

定例会議資料	将来を見据えた警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保に向けた取組について	令和8年4月8日 警務課
<p><b>1 新指針発出の経緯</b></p> <p>「警戒の空白を生じさせないための組織運営について（依命通達）」（令和5年7月3日付け警察庁乙官発第4号ほか）に基づき、警察組織全体の最適化を図るためのリソースの再配分を含めた総合的な対策を推進し、一定の成果を得ているところ、治安情勢及び社会情勢の変化に伴い浮上した（することが見込まれる）新たな課題に対処するため、4月2日、警察庁から「将来を見据えた警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保に向けた指針」が示されたもの。</p> <p><b>2 課題（対策上の視点）</b></p> <p>(1) 治安情勢の変化に応じた、広域的運用等による警察の対処能力の強化  <b>【警察組織の構造改革】</b>  ～治安課題の専門化・高度化・広域化・国際化、国家安全保障との境界の相対化</p> <p>(2) 社会情勢の変化に応じた、警察組織構造の弾力化等  <b>【優秀な警察官の確保】</b>  ～少子高齢化・人口減少と地方の過疎化、極めて厳しい警察官の採用情勢</p> <p><b>3 4本柱の構造改革【警察組織の構造改革】</b></p> <p>(1) 警察庁と都道府県警察及び都道府県警察間の連携の在り方の見直し  (2) 都道府県警察の内部における役割分担の見直し  (3) 科学技術の進展等を踏まえた業務の効率化・合理化等  (4) 関係機関・団体等との連携強化等による業務のスリム化等</p> <p><b>4 3本柱の人材確保【優秀な警察官の確保】</b></p> <p>(1) 組織の魅力向上  (2) 若い世代への発信力強化  (3) 採用の間口拡大</p> <p><b>5 方針</b></p> <p>県公安委員会の管理の下、警察庁から示された方針を踏まえ、県警としての対処方針を検討</p>		

原議保存期間	20年(令和29年3月31日まで)
有効期間	一種(令和14年3月31日まで)

庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長 殿  
各都道府県警察の長

警察庁乙官発第6号、乙生発第4号  
乙刑発第4号、乙交発第4号  
乙備発第4号、乙サ発第4号  
令和8年4月2日  
警察庁次長

将来を見据えた警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保に向けた取組について（依命通達）

警察においては、「警戒の空白を生じさせないための組織運営について（依命通達）」（令和5年7月3日付け警察庁乙官発第4号ほか）に基づき、警察組織全体の最適化を図るためのリソースの再配分を含めた総合的な対策を強力に推進してきた結果、現下の治安課題に対して的確に対処するための体制が構築されるとともに、警察力最適化サイクル（体制を不断に点検して警察の執行力が最も効果的に発揮されるよう改善を図る継続的な取組をいう。以下同じ。）が定着しつつあるところである。

しかし、治安課題が著しく専門化・高度化・広域化・国際化する一方で、少子高齢化・人口減少、地方の過疎化と都市部への人口集中等の急速な進行により、社会構造が変化し、警察官の採用情勢も厳しさを増すなどしており、警察全体として、直面する各種の重要治安課題に的確に対処することができる組織であり続けるためには、将来における我が国の社会の状況も見据えつつ、警察庁及び都道府県警察の双方において、組織の構造及び運用をより抜本的に見直すとともに、優秀な人材の安定的な確保に向けて緊急かつ継続的に対策を講じるべき必要性が高まっている。

そこで、この度、警察庁は、別添のとおり、「将来を見据えた警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保に向けた指針」を策定した。各位にあつては、警察力最適化サイクルの確実な実施と併せ、本指針に基づき、各都道府県警察を取り巻く状況等を踏まえつつ、中長期的な視点を持って警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保に向けた検討を行い、その結果を踏まえた諸対策を推進されたい。

なお、上記通達は廃止する。

命により通達する。

## 将来を見据えた警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保に向けた指針

### 1 基本認識

#### (1) 「警戒の空白を生じさせないための組織運営」の評価

警察においては、「警戒の空白を生じさせないための組織運営について（依命通達）」に基づき、令和5年度から7年度までの3年間を集中取組期間として、「サイバー空間における対処能力の強化」、「繁華街・歓楽街対策の強化を含む、匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化」、「特殊詐欺に係る広域的な捜査連携の強化」、「経済安全保障の確保その他の対日有害活動対策の強化」、「要人に対する警護等の強化」、「ローン・オフエンダーその他不特定多数の者に危害を加えるおそれのある者に対する対策の強化」及び「自転車その他の小型モビリティ対策の強化」の7項目をはじめとする直面する諸課題への対応を、人的リソースの重点化等により体制を抜本的に強化して推進するとともに、組織内の人的リソースを一層有効に活用するため、業務の効率化・合理化のための見直しを行った。

この結果として、現下の治安課題に的確に対処するための体制が構築されるとともに、警察力最適化サイクルが定着しつつあると評価できる。

#### (2) 2つの課題

しかし、ここ数年の間にも、治安情勢及び社会情勢は目まぐるしく変化し、警察を取り巻く環境は一層厳しいものとなっている。

目下、警察は、目の前にある治安事象への的確な対応と、将来を見据えた警察組織の構造改革及び人的基盤の強化という時間軸の異なる対策を、両者のバランスに配慮しながら進めていく必要があり、その際には以下の「2つの課題」に複眼的な視点を持って取り組むことが求められている。

##### ア 治安情勢の変化に応じた、広域的運用等による警察の対処能力の強化

警察の執行事務は、都道府県警察が担い、一定の範囲で国が関与することが原則とされている。

こうした中、近年の科学技術の急速な進展等を背景として、高度な技術や多様な通信サービス、金融サービス等を悪用したサイバー事案、匿名・流動型犯罪グループによる犯罪、ローン・オフエンダーによる犯罪、対日有害活動等が、都道府県境や国境を越えて多発するとともに、その主体の匿名化や手口の巧妙化が進むなど、現下の重要な治安課題は著しく専門化・高度化・広域化・国際化し、こうした治安課題への対処と国家安全保障との境界の相対化も進展している。

このような課題に的確に対処するためには、都道府県警察の内部においてのみならず、都道府県警察の枠を越えて、人的・物的リソースを集約するとともに、その広域的運用について警察庁がより積極的な役割を果たすことにより、各専門分野における高度な対応を切れ目なく実現していくことが必要である。

また、専門化・高度化・広域化・国際化する治安課題に的確に対処するための十分な資質を備えた人材を確保した上で、その育成においても、都道府県警察間での広域連携を推進することなどにより、警察の人的基盤を維持・強化していくことが必要である。

#### イ 社会情勢の変化に応じた、警察の組織構造の弾力化等

少子高齢化・人口減少、地方の過疎化と都市部への人口集中等の進行により、社会構造の変化が続いている。例えば、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」によれば、令和7年から令和17年までの10年間で、総人口は約6.2%減少し、20歳から24歳までの人口は約12.6%減少するとされているところである。

こうした中、警察官の採用も、厳しい状況が続いている。採用試験の受験者数及び競争倍率は、10年間で約2分の1、15年間で約3分の1にまで落ち込んでおり、受験者数の減少率は若年層人口の減少率を大きく上回っている。また、警察官の現在の年齢構成を見ると、40歳代前半の人数が特に多く、この先、十数年にわたって退職者数の増加傾向が続くこととなる。このため、今後、受験者数及び競争倍率が増加に転じなければ、警察がその責務を果たし続けるために必要な人員を確保することが困難となるおそれがある。

こうした状況下で、将来にわたって警察力を維持し、治安課題に的確に対処することができる組織であり続けるためには、警察の組織構造を弾力化し、社会の変化に柔軟に対応しながら業務の更なる高度化・効率化・合理化を進めることができるようにするとともに、これを通じて組織の魅力を高め、優秀な警察官の確保に万全を期していくことが必要である。

## 2 4 本柱の構造改革

上記の「2つの課題」に対応していくためには、警察組織全体の在り方を時代に適合するよう見直していくことが必要不可欠である。

そこで、警察庁及び都道府県警察の全ての所属・部門において、5年後・10年後の我が国の社会状況をも見据えつつ、幅広く業務の点検を行った上で、以下の4点について、中長期的視点に立って今後取り組むべき事項を検討し、これを計画的に実施する。

(1) 警察庁と都道府県警察及び都道府県警察等間の連携の在り方の見直し

サイバー空間における脅威、匿名・流動型犯罪グループによる犯罪、ローン・オフエンダーによる犯罪、対日有害活動等の専門化・高度化・広域化・国際化する治安課題への対処について、警察庁の都道府県警察に対する調整機能を強化し、全国的・国際的な見地から警察庁がより積極的な役割を果たすことにより、警察庁と都道府県警察が一体となって対処能力の一層の向上を図る。

また、現在、それぞれの都道府県警察並びに管区警察局情報通信部及び都道府県情報通信部（以下「都道府県警察等」という。）が個別に運用・編成している施設、資機材、組織等について、都道府県警察等の枠を越えて、警察庁、管区警察局、複数の都道府県警察から成るブロック等による広域的運用を実施するなど、都道府県警察等間の連携を一層強化する。

(2) 都道府県警察の内部における役割分担等の見直し

重要な治安課題の専門化・高度化・広域化・国際化、少子高齢化・人口減少等による社会構造の変化等に対応し、将来にわたって治安課題に的確に対処することができる組織であり続けるため、次に掲げる点等について、都道府県警察の実情に応じ、中長期的な視点を持って検討し、順次実施することにより、都道府県警察における警察力の最適化を図る。

ア 警察本部と警察署の役割分担の在り方を見直し、例えば、広域的に運用することが効率的な業務等を警察本部に集約する。

イ 警察署の運用を見直し、例えば、地域の拠点となる警察署とその他の警察署による業務の分担、当直業務等の一体的運用等を実施する。

ウ 警察署に置かれる交番及び駐在所の役割や運用を見直し、例えば、警察署から近距離にある駐在所についてはその機能の全部又は一部を警察署及び交番が果たすこととしたり、相互に近接する複数の駐在所については交番に再編したりする。

また、警察庁との一層の連携を図り、全国的・国際的な見地から警察が一体となって対処することができるようにするため、例えば、サイバー事案対策、警察本部内の複数の部が実施している業務等について、その推進体制の在り方を見直し、真に効果的な体制を構築する。

(3) 科学技術の進展等を踏まえた業務の効率化・合理化と業務負担の軽減

近年、科学技術が飛躍的に進歩し、その活用範囲が急速に広がっている。警察においても、例えば、AIを用いたSNS上の投稿の分析、カメラ映像を用いた追跡捜査や交通指導取締り等のように、科学技術を積極的に活用し、業務の更なる効率化・合理化と業務の透明性の確保を推進する。

また、限られた警察力で様々な治安事象に的確に対応していくため、必要

性が低下した業務の有無を幅広く点検したり、仕事の進め方自体が時代に即したものとなるよう不断の見直しを行ったりして、可能な限り第一線の業務負担の軽減を図る。

さらに、疲弊した組織からは警察職員としての誇りも使命感も生まれないことを肝に銘じ、個々の職員の置かれている状況等を踏まえながら、働き方の改革や職場環境の改善を一層推進する。

#### (4) 関係機関・団体等との連携強化等による業務のスリム化等

警察は治安を守る最後の砦<sup>とりで</sup>であるが、現在、警察が実施している業務の中には、関係機関・団体等が警察と連携しながら実施したとしても支障がないものも存在することから、警察と関係機関・団体等との役割分担の在り方について検討し、連携の強化を図る。

### 3 3本柱の人材確保

優秀な人材を安定的に確保していくためには、警察組織や警察官という職業の魅力を上昇させることが不可欠であり、その上で、若い世代に対する当該魅力の効果的な発信、採用の間口の拡大等により、できる限り多くの者に警察を志望してもらえようとするのが重要である。そこで、警察庁及び都道府県警察において、中長期的な採用情勢も踏まえつつ、以下の3点について各種取組を強力に推進する。

#### (1) 組織の魅力向上

警察官を強く志望する者のみならず、就職活動を開始する時点では必ずしも警察官を強く志望しているわけではない者（以下「潜在層」という。）にも警察への関心を高めてもらうため、業務やキャリアパス等の更なる魅力向上を図るとともに、特に志望者の関心が高い警察学校の運営の在り方が時代の変化に即したものとなるよう、必要な見直しを行う。また、高い緊張感の維持や危険な環境での職務執行を求められる場面もある警察官が、後顧の憂いなく心身共に健全な状態で職責を全うできるよう、処遇、執務環境、居住環境等の更なる改善を図る。

#### (2) 若い世代への発信力強化

潜在層に警察官という職業の魅力の効果的に発信するため、若い世代が広く利用し、訴求力が高い媒体等を活用して、戦略的な広報を実施する。また、将来的に採用の対象となり得る小学生や中学生等に対し、警察官という職業を身近に感じ、憧れを抱くこととなる契機を積極的に創出する。

#### (3) 採用の間口拡大

採用試験受験者の負担を軽減し、専門化・高度化・広域化・国際化する治安課題に対して的確に対処することができる多様な人材を確保するため、試

験制度の不断の見直しを行い、受験者の裾野拡大を図る。

#### 4 推進体制

##### (1) 警察庁における推進体制

###### ア 将来を見据えた警察組織の構造改革の推進体制

警察庁に、別紙1のとおり、「将来を見据えた警察組織の構造改革推進本部」を設置し、2に記載する取組のうち、警察庁や都道府県警察において取り組むべき事項を中長期的な視点を持って検討し、可能なものから順次推進するとともに、当該取組の効果、新たな課題等も踏まえながら、指針に沿って更なる取組の検討・推進を図るものとする。

また、同本部が定めるところにより、下部組織を置くことができるものとする。

###### イ 将来を見据えた優秀な警察官の確保の推進体制

警察庁に、別紙2のとおり、「将来を見据えた優秀な警察官の確保のための対策推進本部」を設置し、3に記載する取組のうち、警察庁や都道府県警察において取り組むべき事項を中長期的な視点を持って検討し、可能なものから順次推進するとともに、当該取組の効果、新たな課題等も踏まえながら、指針に沿って更なる取組の検討・推進を図るものとする。

また、同本部が定めるところにより、下部組織を置くことができるものとする。

##### (2) 各都道府県警察における推進体制

警察庁における推進体制を参考として、各都道府県警察においても推進体制を構築する。推進体制においては、組織内の職員の意見を幅広く把握しつつ、縦割りを排して俯瞰的立場から検討を行う。

## 将来を見据えた警察組織の構造改革推進本部構成員表

本 部 長	警 察 庁 長 官
本 部 長 代 理	次 長
副 本 部 長	官 房 長
本 部 員	生 活 安 全 局 長 刑 事 局 長 交 通 局 長 警 備 局 長 サ イ バ ー 警 察 局 長 組 織 犯 罪 対 策 部 長 外 事 情 報 部 長 警 備 運 用 部 長 総 括 審 議 官 技 術 総 括 審 議 官 政 策 立 案 総 括 審 議 官 そ の 他 本 部 長 が 指 名 す る 者

備考 将来を見据えた警察組織の構造改革推進本部の庶務は、長官官房企画課において行う。

## 将来を見据えた優秀な警察官の確保のための対策推進本部構成員表

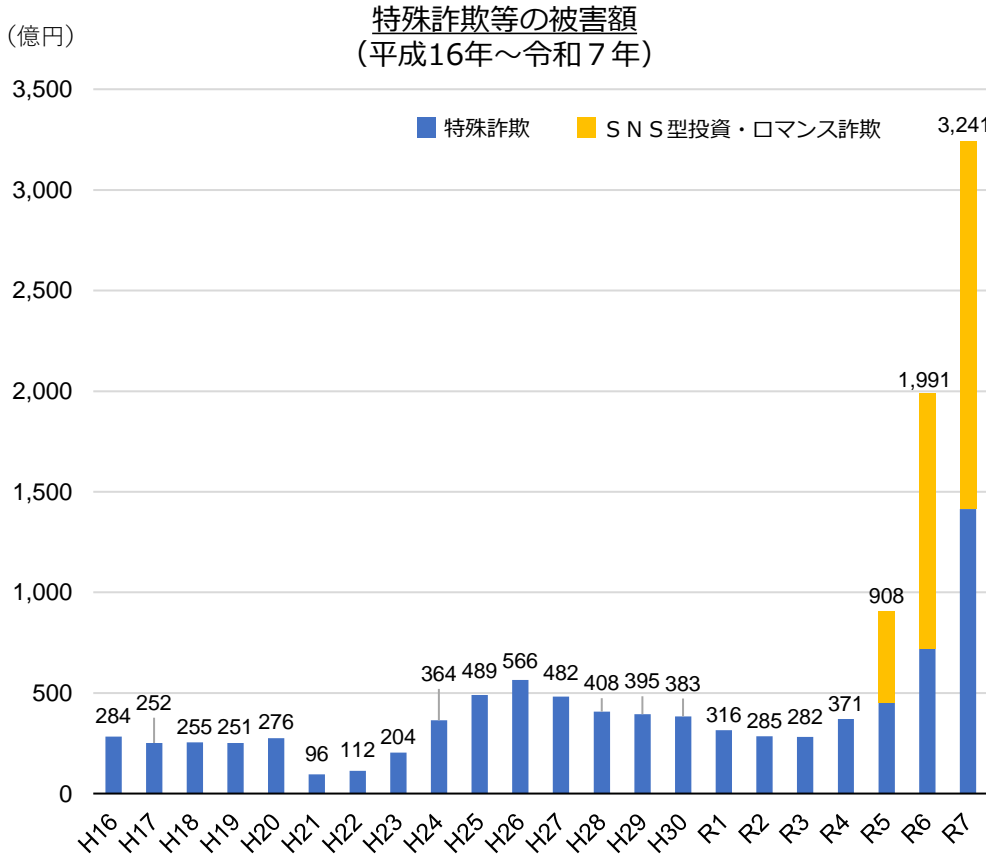
本 部 長	警 察 庁 長 官
本 部 長 代 理	次 長
副 本 部 長	官 房 長
本 部 員	総 括 審 議 官 人 事 課 長 総 務 課 長 企 画 課 長 会 計 課 長 長官官房参事官 (教養・厚生・国際担当) その他本部長が指名する者

備考 将来を見据えた優秀な警察官の確保のための対策推進本部の庶務は、長官官房人事課において行う。

## 2つの課題

### 【課題1】治安課題の専門化・高度化・広域化・国際化、国家安全保障との境界の相対化

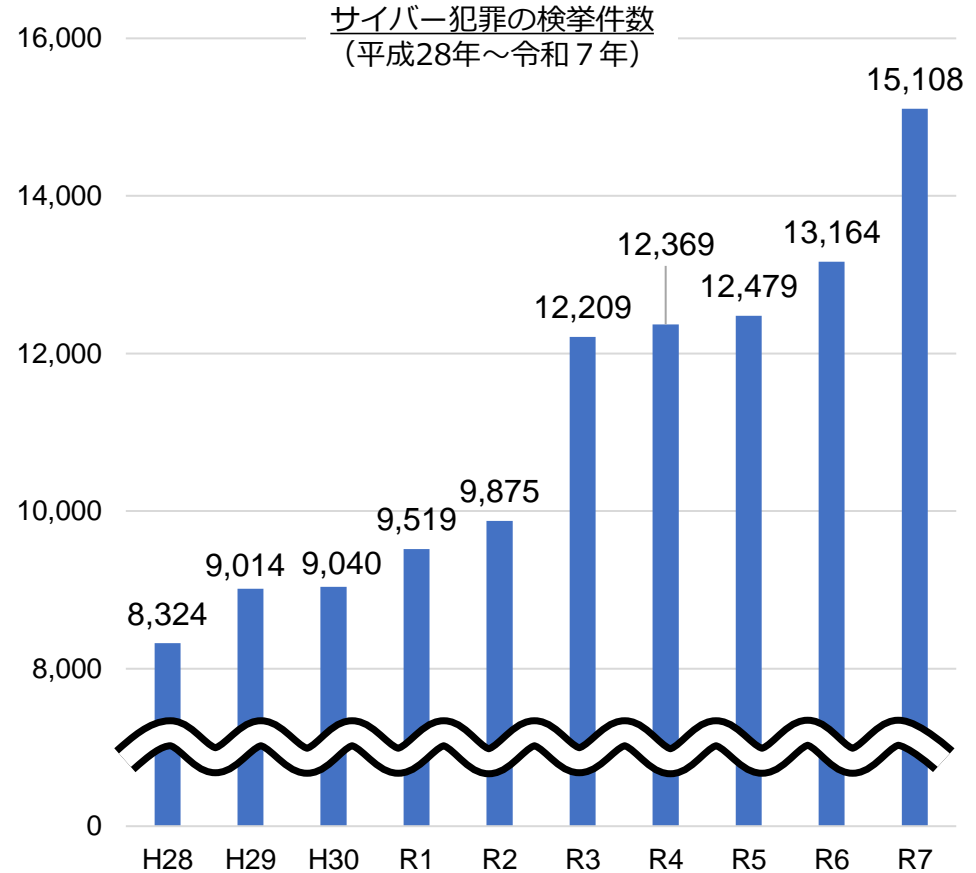
#### ① 匿名・流動型犯罪グループ



被害額 (令和7年) : 約**3,241**億円

過去最多、前年から約**63%**増、1日当たり約**9**億円

#### ② サイバー事案



検挙件数 (令和7年) : **15,108**件

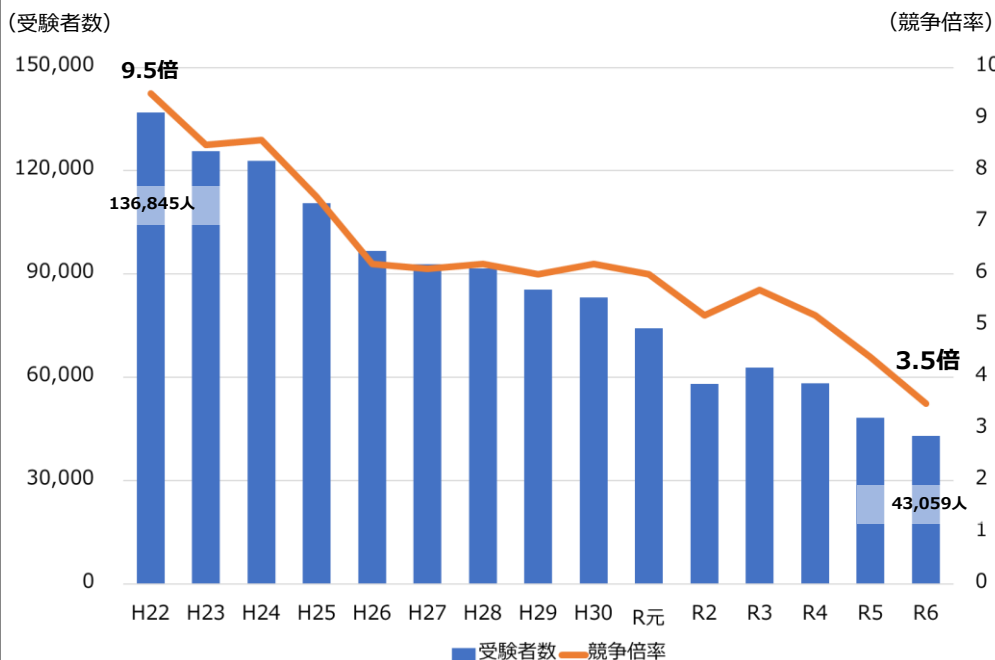
過去最多、10年間で倍増

## 2つの課題

### 【課題2】 少子高齢化・人口減少と地方の過疎化、極めて厳しい警察官の採用情勢

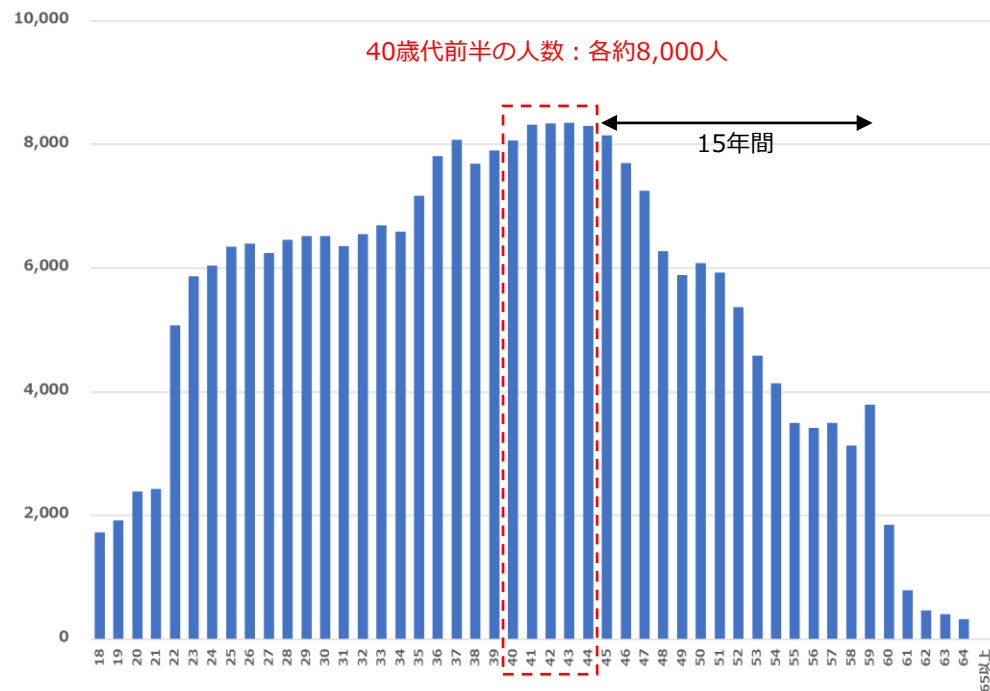
- ✓ 採用試験受験者数、競争倍率とも、15年間で**約1/3**に
- ✓ 今後、**若年層人口の更なる減少**が見込まれる  
令和7年～令和17年の推計  
総人口：-6%、若年層(15～34歳)：-10%

採用試験受験者数と競争倍率



- ✓ 今後、十数年にわたり**退職者は増加傾向**

警察官の年齢構成 (令和7年4月1日の時点)



## 新指針の策定

### 【課題1】

治安課題の専門化・高度化・広域化・国際化、  
国家安全保障との境界の相対化



- 警察の対処能力の強化
  - ✓ 治安課題への警察庁のより積極的な関与・対処
  - ✓ 都道府県警察の枠を越えたリソースの集約

### 【課題2】

少子高齢化・人口減少と地方の過疎化、  
極めて厳しい警察官の採用情勢



- 社会情勢の変化への適応
  - ✓ 警察の組織構造の弾力化
  - ✓ 業務の更なる高度化・効率化・合理化



本年4月、「**警察組織の構造改革**」と「**優秀な警察官の確保**」に向けた**新指針**を策定

## 4本柱の構造改革

### ① 警察庁と都道府県警察及び都道府県警察等間の連携の在り方の見直し

#### (警察庁の積極的関与による対応の高度化)

- ✓ 匿名・流動型犯罪グループの解体に向けた対策
- ✓ 全国的・国際的な見地に立ったサイバー事案への対処
- ✓ ローン・オフエンダー対策における情報の集約・融合
- ✓ 全国警察一体での対日有害活動への対処 等

#### (施設、資機材、組織等の広域的運用)

- ✓ 時代に即した警察学校の運営
- ✓ 警察用航空機運用の広域化（ブロック運航）
- ✓ 科学捜査研究所の機能集約 等



### ② 都道府県警察の内部における役割分担の見直し

#### (警察署・交番・駐在所の在り方の見直し)

- ✓ 警察本部と警察署の役割分担の見直し
- ✓ 警察署の運用の見直し（ブロック運用等）
- ✓ 持続可能な交番・駐在所の配置の在り方の検討

#### (部門間の役割分担・連携の在り方の見直し)

- ✓ サイバー部門の一体的運用の強化
- ✓ 戦略的な外国人関係施策の推進



### ③ 科学技術の進展等を踏まえた業務の効率化・合理化等

#### (科学技術等による業務の効率化・合理化等)

- ✓ 警察共通基盤等による組織横断的な情報・データ利活用
- ✓ AI等による業務処理の効率化
- ✓ カメラ映像等の活用 等

#### (社会情勢等の変化に伴う業務の効率化・合理化等)

- ✓ 人身安全関連事案への的確な対処に資する業務効率化
- ✓ 働きやすい職場環境の形成 等

### ④ 関係機関・団体等との連携強化等による業務のスリム化等

- ✓ 遺失物業務の効率化・合理化
- ✓ 高齢者の行方不明事案への対応や保護の取扱い等における関係機関との連携の在り方の見直し

## 3本柱の人材確保

### ① 組織の魅力向上

- ✓ **業務やキャリアパス等**の魅力向上
- ✓ 時代に即した**警察学校**の運営
  - ・ 採用時教養の高度化（広域連携による教養の高度化・質の向上等）
  - ・ 警察学校におけるルール等の見直し
- ✓ **居住環境**の改善等
  - ・ 居住制限の見直しとそれを踏まえた待機宿舍の整備等
- ✓ **処遇面**の認知度向上と処遇・執務環境の更なる改善



【警察学校における授業風景】



【冷房設備を設置した道場】

### ② 若い世代への発信力強化

- ✓ **SNS**による情報発信の強化
  - ・ 警察庁公式SNSを活用した情報発信
- ✓ **アニメ・マンガ・ドラマ等**とタイアップした広報の実施
- ✓ **一般・子ども向け**の参加型イベントや学校での授業の実施
  - ・ 職業体験イベント、非行防止教室、少年柔剣道教室等、警察官という職業を身近に感じてもらうための機会の創出



【採用広報動画・マンガコンテスト受賞作品】



【職業体験（鑑識）】

### ③ 採用の間口拡大

- ✓ 公務員試験に**特化した対策を要さない試験**の導入
- ✓ 採用試験**実施時期の前倒し**や**試験回数**の増加に係る取組の推進
- ✓ **社会人経験者**をターゲットとした採用の推進
- ✓ 都道府県警察間の**共同での第一次試験の実施**も含めた試験制度の在り方の検討



【社会人経験者採用の導入（静岡県警）】

定例会議資料	令和 8 年度 監 察 実 施 計 画 に つ い て	令和 8 年 4 月 8 日 監 察 課
<p><b>1 監 察 実 施 計 画</b> 別紙「令和 8 年度 監 察 実 施 計 画」のとおり</p> <p><b>2 監 察 方 法</b></p> <p>(1) 警察庁が行う監 察</p> <p>ア 実施回数</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 年度中に 1 回</li></ul> <p>イ 受 監 対 象</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 県本部業務主管課及び警察署</li></ul> <p>(2) 県警察が行う監 察</p> <p>ア 総合監 察</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務関係 非違事案防止を重点とした業務管理の観点で、各業務主管課が策定した監 察項目を点検・検証するとともに、各種監 察における指摘事項の改善状況等について点検を行う。</li></ul> <p>イ 随時監 察</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 身上関係 全所属に対し、職員の身上把握・身上指導の実施状況、職務倫理教養の実施状況、非違事案防止対策の推進状況等の確認を行う。</li><li>・ 服務関係 全署（警察庁舎、交番、駐在所及び空港警備派出所を含む。）、本部執行隊（交機隊、高速隊、機動隊）、留置管理課留置施設（高知、高知東、南国）及び警察学校に対し、年間を通じて昼間、夜間、休日を問わず不定期に抜き打ち的な手法による点検を実施して、服務規律の遵守状況等の確認を行う。</li></ul>		

別添

## 令和 8 年度 監 察 実 施 計 画

### 1 警察庁 監 察 実 施 計 画

監 察 の 種 類	業務監察、服務監察
監 察 の 実 施 項 目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察の在るべき姿を取り戻すための取組の推進状況</li> <li>・ 適正な業務管理の推進状況</li> </ul>
監 察 対 象 部 署	本部及び警察署

### 2 高知県警察 監 察 実 施 計 画

監 察 の 種 類		監 察 対 象 部 署	監 察 の 実 施 時 期	監 察 担 当 官 等	監 察 の 実 施 項 目 等
総合監察	業務関係	全 署	10月～12月	(監察担当官) 警務部長、首席監 察官 (監察員) 監察課長、監察官、 監察補佐官	1 非違事案防止を重点とした業務の 管理状況 2 各種監察指摘事項の改善状況の検 証
随時監察	身上関係	全所属	年度中に 2 回 5月～6月 12月～2月	(監察担当官) 首席監察官 (監察員) 監察課長、監察官	1 職員の身上把握・指導状況 2 職務倫理教養の実施状況 3 非違事案防止対策の推進状況
	服務関係	全署（分庁舎 を含む）、本 部執行隊（交 機、高速、機動 隊）、留置管 理課留置施設 （高知、高知 東、南国）及 び学校	年度中を通じて 不定期に 2 回以 上実施	(監察担当官) 首席監察官 (監察員) 監察課長、監察官、 監察補佐官	1 昼間・夜間・休日における服務規 律の遵守状況 2 その他必要と認める事項
		交番、駐在所 及び空港警備 派出所	年度中を通じて 不定期に実施	同上	同上

定例会議資料	令和7年度情報セキュリティ等監査の実施結果について	令和8年4月8日 情報管理課
<p><b>1 目的</b></p> <p>(1) 情報セキュリティ監査 情報セキュリティ対策の取組状況の履行促進</p> <p>(2) 情報管理業務監査 情報管理業務に対する適正な対応の促進</p> <p><b>2 実施期間</b> 令和7年9月10日から同年11月21日までの間</p> <p><b>3 実施対象所属</b> 県本部31所属及び12警察署</p> <p><b>4 実施概要</b> 情報セキュリティインシデントを未然防止するために重点的に遵守すべき8項目と、適正な情報管理業務を遂行する上で重点的に取り組むべき4項目を監査項目として策定し、各所属における書面監査、職員への面談及び機器等の目視確認により監査を実施した。</p> <p><b>5 実施結果</b></p> <p>(1) 指摘事項 なし</p> <p>(2) 指導事項 機器等の取扱いに関すること</p> <p>(3) 良好な事項 記載例をしおり状に作成し、利用簿の記載ページに挟むことにより、申請者へ記載方法の周知徹底を図っていた。</p> <p><b>6 実施結果を踏まえた今後の取組</b></p> <p>(1) 全所属幹部及び事務担当者に対する対面指導</p> <p>(2) 情報セキュリティポリシーを解説した資料等による教養</p> <p>(3) システムの運用要領やマニュアルの整備</p> <p>(4) ショートアンサー方式による自己点検での理解度の把握及び評価</p>		